

申請者 藤原凜  
論文題名 韓国死刑執行停止に関する総合的研究  
審査員 王雲海 橋本正博 本庄武

韓国は1997年12月に死刑執行を行って以来、新たな死刑執行を行っておらず、死刑執行停止の状態が10数年以上も続いている。これに関して、それは事実上、韓国での死刑廃止の第一歩を意味し、完全な死刑廃止に繋がっていくものとして高く評価するのが一般的見解である。本論文も韓国での死刑執行停止を研究対象とし、それに総合的検討を加えたものであるが、しかし、その結論は異なるものである。つまり、韓国でその執行を停止された死刑は、通常の意味での「法律的刑罰的死刑」ではなく、あくまでも「軍事的政治的死刑」である。このような死刑の執行停止が意味するところは、独裁政治から決別した韓国社会が、それに伴って独裁政治の究極の道具としての死刑をも停止するとともに、死刑がかねてから帯びてきた軍事的政治的性格を捨てようとするだけであって、決して、犯罪対策としての法律的刑罰的死刑までを停止し、捨てようとするのではない。死刑執行停止後の韓国では、犯罪対策としての死刑制度が再構築されており、死刑廃止への反対も増える傾向にある。死刑執行の停止が韓国での死刑の完全な廃止に果たして繋がっていくかは極めて疑問である、という。

本論文の主な長所は以下のとおりである。

まず、申請者は、「死刑」と言っても、その社会的意義、機能、認識がそれぞれの社会の歴史、情勢などにより異なるとして、対象である「死刑」に多義性・多様性があるとの視点から研究を展開している。

次に、上記のような手法を使って、申請者は次の三つの側面から、1997年に執行停止に至るまでの韓国の死刑は法律的刑罰的死刑というよりも軍事的政治的死刑であったことを詳細に論じている。第一に、日本植民支配時代、米軍政時代、米ソ冷戦の中での朝鮮戦争と南北分断の時代、30年以上の独裁時代にわたって、立法、司法、行政の相互関係、その関係の中での刑事法、刑罰、特に死刑の本質と機能を分析し、時代こそ変わるものの、死刑の本質またその果たしていた機能が一貫して軍事的政治的なものであることを説いている。第二に、韓国近代史上の代表的政治事件に焦点を当て、統治者にとっての死刑の存在意義とその濫用の実態を検証し、民主化までの韓国では死刑が事実上軍事的政治的に運用されてきたことを示している。第三に、韓国の国民が軍事的政治的死刑により蒙った被害の状況などを概観し、そこから形成された国民の死刑に対する認識もまた軍事的政治的なものとしての死刑であることを明らかにしている。

最後に、申請者は、死刑執行停止そのものの意義を上記のように解明したうえで、死刑執行停止後の韓国での死刑動向をも検討して、法律的刑罰的死刑が韓国で形成されつつあることを指摘し、この新しい動きを踏まえて韓国での死刑の将来を見るべきであるという、大変冷静な提言を行っている。

本論文は、研究視点と研究方法において先行研究には見られない独自性を有しており、研究自体がダイナミックなものになっている。また、鋭い独自の結論も提示されている。そのいずれも大いに評価されてよい。もとより、本論文には、資料上の不十分さが見られることや、一部の議論がやや抽象的であることなどの短所もある。しかし、これらは、死刑研究に伴う限界性に由来する側面があり、その改善は申請者の今後の研究のなかで十分期待できるものであって、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上の論文評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は藤原凜氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが妥当であると判断する。